

本基本方針は、いじめ防止対策推進法、北海道いじめ防止条例及び北海道いじめ防止基本方針を踏まえ、本校生徒が安心して学習や諸活動に取り組み、充実した高校生活を送れるよう、学校としてのいじめの問題への対応について示すものである。

本基本方針の策定に当たっては、北海道札幌北高等学校父母と先生の会、学校評議員及び北海道札幌北高等学校生徒会から意見を求め、校長が決定した。

1 基本理念

- (1) 校訓「寛容 進取 良識」を生徒及び教職員が共に心に刻み、互いに尊重し、違いを認め合い、支え合いながら、安心して学習や諸活動に取り組むことができる「いじめのない学校づくり」を推進する。
- (2) いじめの未然防止を図るとともに、いじめの早期発見に取り組み、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解消に向けた取組を推進する。
- (3) いじめの問題の解決をとおして、人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において自立し、粘り強くたくましく生きていくことができる力を育成する。

2 いじめの定義

いじめ防止対策基本法、北海道いじめの防止等に関する条例及び北海道いじめ防止基本方針（以下法令等とする）の定義を踏まえ、本校に在籍している生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒達が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの禁止

生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

4 本校及び本校の教職員の責務

本校及び本校の教職員は、いじめは「絶対に許されない」「本校にも起こりうる」「いじめる側が悪い」「未然防止は重要課題」という認識のもと、いじめを受けていると思われる生徒を守るとともに、早期解消に向けて迅速かつ組織的に適切な対応を行う責務を有する。

5 いじめの未然防止

学習指導、生徒指導、進路指導、健康・安全指導等、全ての教育活動において行う。

- (1) 学習指導 自己有用感・自己肯定感を育む授業、主体的・対話的で深く学ぶ授業
- (2) 生徒指導 規範意識の醸成、望ましい人間関係づくり、ボランティア活動の充実
情報モラル指導の充実、生徒が自らいじめについて考える取組の推進
- (3) 進路指導 進路学習をとおしたコミュニケーション能力の育成、保護者・地域との連携
- (4) 健康・安全指導 教育相談の充実 スクールカウンセラーの活用
特に配慮を要する生徒の状況把握及び進級時の引き継ぎ

6 いじめの早期発見

(1) 生徒理解の充実

教職員は授業、ホームルーム、個別面談、部活動、保健室来室等のあらゆる機会においていじめのサインを意識し、ささいな行為でも心理的な被害を見逃さない姿勢で早期発見に努める。

(2) 教育相談体制の充実

定期的な面談の実施等により、小さなことでも相談できる環境作りに努める。

- (3) いじめの把握のためのアンケート調査の実施
年2回実施し、いじめが疑われる内容の回答については迅速に対応する。
- (4) ネットパトロールの実施
毎月定期的に実施する。

7 いじめを認知した場合の対応

- (1) いじめ行為発見時
 - ア いじめを発見した教員は直ちにいじめの行為を止めさせ、速やかにその状況をホームルーム担任及び生徒指導部に連絡する。
 - イ いじめの情報が教員以外から得られた場合は、情報源の秘密を守りながら複数の教員で対応に当たる。
- (2) いじめられている生徒への対応
いじめを受けた生徒や通報した生徒の苦痛や不安に寄り添いながら安心安全を確保するとともに、いじめられている生徒の立場で継続的に支援を行う。
- (3) いじめを受けた生徒の保護者への対応
速やかにいじめの状況及び本校の対応方針を連絡するとともに、必要な支援を行う。
- (4) いじめている生徒への対応
いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめられている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。
必要に応じて停学等の懲戒を含む特別指導を行う。
- (5) いじめている生徒の保護者への対応
事実を把握後、速やかに面談により事実を伝えるとともに、生徒の成長のための指導への協力を求める。
- (6) いじめを傍観していた生徒等への対応
いじめ行為をおもしろがって見ていたり、見て見ぬ振りをしたり、止めようとしなかったりした生徒集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。
- (7) 関係機関との連携
必要に応じて、積極的に警察、北海道教育委員会、医療、スクールカウンセラー、福祉等の関係機関に連絡し助言を求めるなど、連携して対応する。

8 いじめの重大事態への対応

次の重大事態が発生した場合は、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、北海道いじめ防止条例及び北海道いじめ防止基本方針に沿って速やかに北海道教育委員会に報告し、必要な調査及び報告を行う。

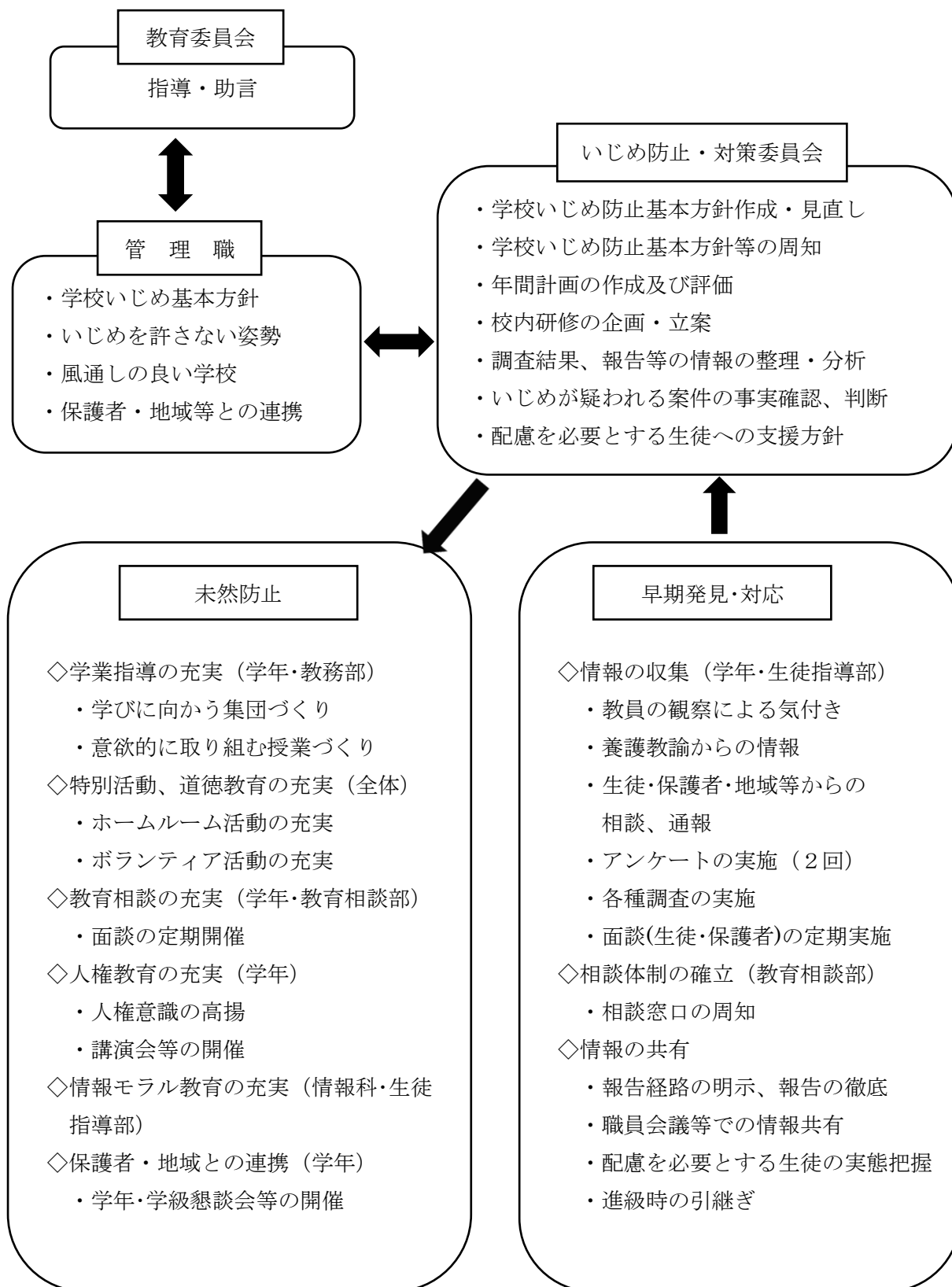
- ア 生徒の生命の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
- イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

9 いじめの未然防止及び発生時の対応に係る組織

- (1) 本基本方針による対応を推進するため、いじめ防止・対策委員会を設置する。
- (2) 委員会の構成は次のとおりとする。
副校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、教育相談部長、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、関係教諭、その他（生徒指導部担当者等）
- (3) 委員会は次の業務を行う。
 - ア いじめに係る取組の生徒及び保護者への周知・説明
 - イ いじめの未然防止のための日常の指導・早期発見（別紙1による）
 - ウ いじめを認知した場合の解決に向けた組織的な対応（別紙2による）
 - エ いじめに対する取組の評価

別紙 1

日常の指導体制（未然防止・早期発見のための）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

